

令和6年第3回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第2号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
2. 報告第3号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
3. 報告第4号 専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）
4. 報告第5号 専決処分の報告について（仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
5. 報告第6号 専決処分の報告について（令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号））
6. 報告第7号 令和5年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について
7. 議案第32号 仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
8. 議案第33号 令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について
9. 議案第34号 令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
10. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
11. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
12. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

令和6年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月4日（火曜日）

10時00分開会

14時34分延会

出席議員（10名）

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 議 員   | 岡 田 良 成   | 2 番 議 員   | 藤 堂 賢太郎   |
| 3 番     " | 藤 原     大 | 4 番     " | 藤 崎 源 彦   |
| 5 番     " | 大 野 直 孝   | 6 番     " | 片 岡 智 準   |
| 7 番     " | 竹 本 文 直   | 8 番     " | 若 藤 敏 久   |
| 9 番     " | 野 村 安 夫   | 10番     " | 大 野     弘 |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

|                |           |         |         |
|----------------|-----------|---------|---------|
| 町       長      | 古 味     実 | 副 町 長   | 竹 本 雅 浩 |
| 教 育 長          | 黒 川 一 彦   | 総 務 課 長 | 大 石 浩 平 |
| 企画振興課長         | 荒 木 紀 和   | 農 林 課 長 | 田 代 秀 喜 |
| 町 民 課 長        | 井 上 竜 一   | 医療保険課長  | 西 森 秀 成 |
| 健康福祉課長         | 日 浦 けさお   | 建 設 課 長 | 神 岡 孝 司 |
| 会計管理者兼出納室長     | 福 原 和 美   | 教 育 次 長 | 片 岡 信 博 |
| 仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 | 片 岡 龍 也   | 池川総合支所長 | 井 上 健 一 |
| 池川地域課長         | 大 原 正 人   |         |         |

職務のため議場に参加した事務局職員

|        |         |           |         |
|--------|---------|-----------|---------|
| 議会事務局長 | 日 浦 嘉 平 | 書       記 | 田 村 沙 織 |
|--------|---------|-----------|---------|

午前10時00分 開会

○議長 改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号9番、野村安夫君、1番、岡田良成君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、5月28日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、精査、意見書等の受付状況、取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から5日までの2日間とし、1日目の本日は諸般の報告、調査特別委員会委員長報告、執行部から議案の上程、提案の理由の説明を受け、全員協議会を行います。休息の後、一般質問を行います。その後、予定では延会となります。2日目は、一般質問が残っておれば一般質問を行い、その後、付議事件の審議を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間とします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

今回は、議会終了後、執行部の皆様との懇親会もございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上が議会運営委員会での審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご報告いたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日4日から5日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日4日から5日までの2日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきまして、委員長から報告がありましたが、お手元の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

なお、令和6年第2回定例会で発議、決議されました意見書につきましては、關係機關に送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

本日は、令和6年第3回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多忙の中ご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類感染症に引き下げられ、1年が経過し、コロナ禍の3年間は、社会全体が自粛や縮小といった社会経済活動の停滞から脱却する大変な1年であったと感じております。また、各種イベントや会合、観光客の増加など、地域全体ににぎわいが戻ってきたと実感しております。一方で、コロナ禍を経た社会経済を見渡すと、脱炭素化や人口減少といった課題への対応や、人手不足、物価高への対応など、多くの課題が突き付けられております。今後におきましても、町民の福祉の向上、地域経済の活性化等に尽力していきたいと考えております。

初めに、春の叙勲についてご報告申し上げます。

令和6年春の叙勲が4月29日付で発令され、元仁淀川町消防団分団長の西森信彦氏が瑞宝単光章を受章されました。

西森氏は、昭和54年2月、旧仁淀村消防団に入団し、合併後の平成19年に仁淀川町消防団の分団長を歴任、36年余の長きにわたり、あらゆる火災や災害に率先して出動し、日頃から団員に寄せられる信頼と相まって、長年の経験と的確な状況判断をもって陣頭指揮に当たり、消防防災活動に尽力した功績が認められ、受章の栄誉に輝かれました。

この度の受章を心からお喜び申し上げますとともに、健康に十分留意され、これからも

本町の発展のためにご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

4月17日深夜に、豊後水道を震源とするマグニチュード6.6、震源の深さ39kmの地震が発生しました。この地震により、宿毛市と愛媛県愛南町で震度6弱を観測したほか、本町でも震度3を観測いたしました。この地震により、町道沢渡線において長いところで約2mの落石がありましたが、幸いにして人的被害などはありませんでした。今回の地震や能登半島地震を教訓に、30年以内に70%から80%の確率で起きると言われている南海トラフ地震に対応できるよう、防災力の強化に取り組んでいきたいと考えております。また、町民の皆様にも、引き続き地震に対する防災意識を高めていただくとともに、自宅の耐震補強、食料の備蓄、ハザードマップの確認などをお願いいたします。

次に、関東仁淀ブルーの会設立についてご報告いたします。

新たな県人会として、関東を中心に関東在住の仁淀川流域の出身者やゆかりのある者及びこの地域に心を寄せる人々が集い、関東仁淀ブルーの会を設立し発足させました。

去る5月14日に、仁淀川流域6市町村の首長も参加し、設立発起人会が行われ、交流を図ってまいりました。会長は、越知町出身で白鳳大学特別顧問の小池勝次郎氏が就任し、同氏から、今後は更に賛同者を募り、懇親会だけにとどまらず、会員の人脈、ノウハウを生かして地元への貢献を考えていくと力強いお言葉を頂戴いたしましたので、大いに期待しているところです。

次に、高知県人口減少対策総合交付金の活用についてご報告いたします。

今年度、創設されました当事業は、基本配分型と連携加算型がございますが、令和6年度基本配分型846万9,000円の活用方法についてご説明いたします。

まず、今回の当該交付金事業創設に伴い廃止される事業について、市町村側で必要があれば引き続き交付対象とするとされており、移住促進事業、地域子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業を、この交付金を活用して引き続き実施いたします。それ以外の新規事業といたしまして、移住促進事業をさらに推進するとして、林業、農業に係る移住体験、既存ガイドブックの一新、UIターン者に限定した創業支援事業、子育て支援として出産応援手当の支給を予定しております。これらの事業は、今回の定例会に補正予算として提出しております。また、連携加算型につきましては、数値目標を設定した事業計画作成が必要で、今後、並行して取り組んでまいります。

最後に、今議会に提案しております12件の案件の内訳は、専決処分の報告5件と繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正議案1件、令和6年度補正予算の議案2件、

人権擁護委員の候補者の推薦3件となっております。

これらの議案などの提案理由につきましては、副町長などから説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況ですが、新学期がスタートしてはや2か月余りが経過し、年度初めの行事や小学6年生の修学旅行なども終わり、子供たちも新しい環境に慣れ、落ち着いて学校生活を送っております。その修学旅行につきましては、小学6年生3校合わせて20名全員が参加し、5月29日から31日、2泊2日で広島方面へ行ってきました。1日目は宮島や、夕食後にマツダスタジアムでの野球観戦、2日目は広島平和記念公園やマツダミュージアムで製造ラインの視察、その後岡山へ移動し、倉敷美観地区の視察など、最終3日目はレオマワールドで各学校の親交を深めるなど、予定していた全日程を実施することができました。中学校につきましては、10月に実施の予定であります。

次に、本年度の児童生徒数につきまして、5月1日現在で昨年度と比較し、小学生は19人減の115人、中学生は13人増の81人で、合計6人減の196人となっております。

教職員の配置につきまして、昨年度は小学校に専科の加配であります理科の加配教員が池川小学校に1人配置され、週5日のうち、池川小学校で3日、別府小学校、長者小学校で各1日、理科の授業を行うことができ、児童の学力向上に大きな効果を上げ、また各小学校におきましては教師の負担も減り、働き方改革につながっておりました。しかし、本年度はさらなる教員不足が影響し、配置ができておりませんので、教育委員会としてもできる限りのサポートをさせていただきながら乗り切っていきたいと考えております。

また、教育研究所におきまして坂本邦広所長が3月31日で退職されましたので、代わって所長に旧仁淀村出身の尾川小中学校を最後に退職された片岡貢元校長先生を迎え、新体制でスタートしましたことをご報告いたします。

次に、学校再編の状況につきまして報告をさせていただきます。

学校再編検討委員会の提言を受けて、まず第1段階であります長者小学校と別府小学校の統合につきましては、令和7年度に長者小学校が別府小学校に統合し、長者小学校は休校となる予定です。それに向けて、両校での地域との行事等、PTA関係などの調整、またスクールバスや放課後子ども教室などの調整が必要であり、この1年をかけて準備をし

ていかなければなりません。また、長者小学校では閉校行事の準備も必要となってきます。

この小学校の統合計画の影響により、長者保育所保護者からふたば保育所への統合の要望が出てきましたので、今後、地域への説明など並行して進めていかなければと考えております。

次に、学校再編の第2段階であります小1校、中1校の小中一貫校の設立につきまして、社協経営の3保育所保護者会から要望書が、町長、議長、教育長に5月27日に提出されました。内容は主に、学校再編検討委員会の提言に基づき、早急に旧吾川中学校跡地に小中一貫校を設立することといった内容で、保育所保護者を中心に658人の署名となっております。なお、今回の提出はまだ回収できてないものがありますが、6月議会までに保護者の思いを伝えたいとのことで、一旦取りまとめた形の要望書となっております。これを受け、町といたしましても、議会、地域住民への理解を得ながら、令和12年度開校に向けて進めていく予定でありますし、このことは教育長としての使命だと覚悟をしております。

次に、高吾地区中学校総合体育大会につきまして、6月1日、2日と8日、9日の土日に開催となっており、本町が関係した1日の卓球団体戦につきましては、人数のそろっている仁淀中学校男子卓球部のみが参加となりましたが、見事、決勝トーナメントで1勝し県体への出場権を獲得しました。また、個人戦につきましては8日となっており、他のバレーボール、ソフトボール、柔道なども開催されますので、併せて健闘を祈っております。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明いたします。

まずは、専決処分の報告につきまして、令和5年度一般会計補正予算において、主に池川子ども園の実績に伴う保育所運営費補助金392万1,000円の減額補正、各補助事業等実績に伴う会計年度任用職員523万5,000円の減額補正など、事業費確定による補正となっております。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、大崎地質調査委託業務660万円が全額繰越しとなっております。

条例関係では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案1件を提案しております。

令和6年度補正予算につきましては、主に既存事業の地域子育て支援事業17万4,000円

及びファミリーサポートセンター事業61万6,000円について、人口減少対策総合対策交付金の対象事業として組み替えるなど、歳入の補正を計上させていただいております。

適切なご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 それでは、ここで、3月定例会で決定し行った調査特別委員会の結果報告を委員長よりお願いします。竹本文直君。

○竹本調査特別委員会委員長 町民バス・スクールバス指定管理における議員の言動、行動に関する調査特別委員会の審議結果をご報告いたします。

令和6年3月定例会最終日に調査特別委員会を設置し、令和4年12月定例会から1年3か月にわたる町民バス・スクールバス指定管理業務に関する事業者内部の案件を含む執行部が答弁不可能と思われる質問を続ける理由、またそれに附帯し、業者の内部資料を町民にビラとしてまいた行動、バスの運行阻害など、懲罰に値するかも含め3回の調査特別委員会を行い、調査、検証をいたしました。2回目は2名の議員に質問を行い、かつ陳述の機会も設けました。検証では、配られたビラの内容、特に個人企業の金銭的内訳、議会を自ら否定するかのような癒着という表現、議員個人的に納得がいかないからと総務教育民生常任委員会の結果を軽視、質問権はあるものの執行部の答弁が期待できない中、本会議で同様の質問を議会ごとに執拗に繰り返し、事業所の風評等にも影響が及ぶことも考慮いたしました。

結論といたしまして、両議員の一連の言動、行動は、議会議員の職責を逸脱し、仁淀川町議会の品位をおとしめる行為と言わざるを得ません。よって、両議員に対し何らかの懲罰を行う必要があるとの意見もあります。しかし、既に指定管理業者がビラまきの一件で、名誉を毀損されたなど、弁護士を通じ議員に通告書を送付したことも確認をしております。1人の議員は、「間違っていたなら私は辞職する」と本会議でも発言したことも鑑みますが、間違いか正解かまでは調査特別委員会で正確な判断はできません。それらを考慮した上で、この調査特別委員会の結論として、不本意ではありますが、今回は懲罰までには値せず、この1年3か月に及ぶ同様の質問や指定管理業者へ迷惑をかけたこと、癒着という表現など自ら議会を軽視した発言、議会に対する町民の信頼を失墜させたことへの猛省を2名の議員に求め、謝罪の必要性も含め通告する。今後、司法等の動きも注視しつつ、2名の議員の今後の動向に議会全体として毅然として対応していきたい。

令和6年6月4日、町民バス・スクールバス指定管理における議員の言動、行動に関す



る調査特別委員会委員長、竹本文直。

なお、詳細については別表で示しておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

○議長 大野直孝議員。

○5番 ただいま竹本氏より報告を受けました今日初めて見る文章でございますが、一部、一応言っておかなければならないことがありますので、発言をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 若藤敏久議員。

○8番 今、直孝議員からあったけど、これは町長、教育長の行政報告と同じように、報告書に対する質問は受け付けないんじゃないんでしょうか。それを確認したいと思います。

○議長 ただいま若藤議員から言われましたが、この報告等について質疑等は受け付けないという文言をうたっておりますので、今回また質問等あれば休憩等でお伺いするようにしますので。

以上です。

岡田議員。

○1番 今の案件ですけども、これは大事なことで、県の事務局に1回確認してもうてやるべきじゃないかと思います。

○議長 その件についても今回は受け付けません。

以上です。

休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時32分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。日程第4、報告第2号、専決処分の報告についてから、日程第15、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第16、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第2号から議案第34号までを、竹

本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案についてご説明申し上げます。なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案書 1 ページの報告第 2 号から説明をいたします。

この報告第 2 号、物損事故に関する和解は、別枝地区の林道旭・天狗高原線において、落石により走行中の車両を破損させた事故の損害賠償金 59 万 4,120 円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものでございます。

次に、議案書 2 ページをお開きください。

この報告第 3 号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げなど、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案書 4 ページをお開きください。

この報告第 4 号、仁淀川町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、町民税の定額減税の実施に係る変更など、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとしておりますが、一部は附則に定める日からとなっております。

次に、議案書 16 ページをお開きください。16 ページになります。

この報告第 5 号、仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い適用期限を 3 年間延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案書 18 ページをお開きください。

報告第 6 号、令和 5 年度仁淀川町一般会計補正予算（第 7 号）について説明をいたします。別添の令和 5 年度一般会計補正予算書（第 7 号）をご覧ください。

まず、12 ページから 32 ページの歳入につきましてご説明をいたします。

歳入は、町税や地方交付税等、一般財源の歳入額の確定に伴う補正のほか、各種事業の

事業費確定等に伴う国県支出金、繰越金、町債など特定財源の確定による補正でございます。

次に、33ページから53ページの歳出につきましてご説明します。

歳出につきましても、同じく事業費の確定や財源調整による補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は3億1,044万4,000円の減額補正で、補正後の合計は71億6,146万9,000円となっております。

続いて、同じこの予算書の7ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費補正をご覧ください。7ページでございます。

これは、道路メンテナンス事業、林業施設災害復旧事業等の実績減などによるもので、補正合計は8,459万4,000円の減額で、補正後の合計は4億5,977万8,000円となります。

次のページの第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は、事業費の確定等による減額補正となっており、補正後の限度額は4億5,220万4,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただき、19ページをお開きください。議案書の19ページでございます。

報告第7号、令和5年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

この報告は、繰越明許費の翌年度への繰越額を調整して議会に報告するもので、内容としては、一般会計において計算書記載の非課税世帯等特別給付金事業をはじめとする23事業で、10億5,965万3,000円を翌年度に繰越しております。

報告につきましては以上となります。

次に、議案書21ページをお開きください。

この議案第32号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、各保育事業所等での保育士等の配置基準の見直しを行うため、本条例を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

続いて、議案書24ページをお開きください。

議案第33号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について説明をいたしま

す。

別添の令和6年度一般会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

まず、予算書7ページから11ページの歳入の主なものにつきましてご説明します。

7ページの12款分担金及び負担金は、消防費負担金について、受診者負担金の無料化に伴う木造住宅耐震診断事業受診者負担金3万円の減額補正でございます。

8ページの14款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として397万5,000円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として800万円、子ども・子育て支援交付金559万2,000円などの補正、一方で減額補正は、脱炭素化推進事業債への振替に伴うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金55万円でございます。

9ページの15款県支出金は、6年度に新設されました高知県人口減少対策総合交付金846万9,000円、事業費の増額に伴う住宅耐震化促進事業費補助金157万5,000円などの補正、一方で減額補正は、移住促進事業費補助金265万9,000円、母子保健・子育て支援総合交付金114万7,000円などでございます。

10ページの18款繰入金金は、財源調整に伴う財政調整基金繰入金455万9,000円、施設等整備基金繰入金2,123万円の補正、一方で減額補正は、人口減少対策総合交付金への振替に伴うまちづくり基金繰入金315万8,000円でございます。

11ページの21款町債は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金からの振替に伴う公用車購入事業債（脱炭素化推進事業債）50万円の補正でございます。

次に、予算書12ページから17ページの歳出の主なものについてご説明いたします。

12ページの2款総務費のうち、1款総務管理費は、非課税世帯等給付事業に伴うシステム導入委託料397万6,000円の補正で、その他は財源振替を行ったものでございます。2項企画費は、定額減税対応及び児童手当の拡充に伴うシステムの改修費138万円、移住促進プロジェクト経費76万円、創業支援事業費補助金等326万5,000円の補正でございます。

13ページの3款民生費のうち、1款社会福祉費は、用居集いの館屋上防水改修工事費として2,123万円、高齢者生活福祉センターみやび苑の広域事務組合負担金190万9,000円の補正でございます。2項児童福祉費は、子育て対応手当70万円の補正で、その他は財源振替を行っております。

14ページの4款衛生費のうち、1項保健衛生費は、公共施設への太陽光発電導入に向けた計画策定委託料800万円の補正で、その他は財源振替を行ったものでございます。3項水道費は、津江地区での家庭用給水施設整備事業費補助金200万円の補正でございます。

15ページの6款商工費は、引地トイレの清掃管理委託料41万円の補正でございます。

16ページの8款消防費は、事業費の増額に伴う住宅耐震改修事業費補助金275万5,000円の補正でございます。

17ページの9款教育費は、ファミリーサポートセンター事業などの県補助金が人口減少対策総合交付金事業に移行したことに伴う財源振替を行ったものでございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は4,638万5,000円の増額補正で、補正後の合計は71億9,166万3,000円となっております。

続いて、同じ予算書の4ページに戻っていただきまして、第2表地方債補正をご覧ください。4ページでございます。

地方債は、財源の振替による増額補正となっており、補正後の限度額は5億4,640万円となります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、25ページをお開きください。

議案第34号、令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）について説明いたします。

別添の令和6年度国民健康保険特別会計予算書（第1号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから7ページをご参照ください。

歳入は、マイナンバーと健康保険証の一体化に伴うシステム改修の財源として、財政調整基金繰入金45万7,000円の補正でございます。

歳出は、同様の理由によりますシステム改修委託料45万7,000円の補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は45万7,000円の増額補正で、補正後の合計は7億6,724万5,000円となります。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長 続きまして、諮問第1号から3号を、古味町長。

○町長 議案書の26ページをお開きください。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町竹ノ谷967番地 5

氏 名 園山 眞知子

生年月日 昭和29年 6 月18日生

令和 6 年 6 月 4 日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和 6 年 9 月30日をもって任期満了となる上記委員を再推薦したく、意見を求めるものでございます。

続きまして、議案書27ページをご覧ください。

諮問第 2 号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町寺村1359番地

氏 名 片岡 晴彦

生年月日 昭和35年12月 7 日生

令和 6 年 6 月 4 日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和 6 年 9 月30日をもって任期満了となる委員の後任について、上記のものを推薦したく、意見を求めるものでございます。

続きまして、議案書28ページ、最後のページですが、ご覧ください。

諮問第 3 号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町長者丙2090番地、日鉄長者社宅 A 棟304号室

氏 名 村山 睦子

生年月日 昭和52年 5 月15日生

令和 6 年 6 月 4 日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、こちらも令和 6 年 9 月30日をもって任期満了となる委員の後任について、上記の者を推薦したく、意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前 10 時 53 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順で配付しておるとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 通告1番、議席番号7番、竹本文直でございます。

議長の許可を得まして一般質問に入りますが、今日は久々のトップバッター、そして隣の議員さんが3人も傍聴に来ていただいております、少々緊張しております。うまいこといくかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

若者定住住宅予定地についてということなんですが、この予定地は私が議席を得る前に購入していると思いますので、恐らく購入後15年は経過しているのではないかなと思いますが、いまだに何の動きもありません。購入時のままであります。購入した土地は2か所に分かれておりまして、1か所は宅地にするためにはあまりにも経費がかかり過ぎる、また土砂災害警戒区域のイエローゾーンに指定されたために、住宅適地ではないということで中断した経緯があるのも分かっておりますが、中学校隣接地については4区画ほどの宅地にするということで住民説明会も行ったと聞いておりますが、もうその住民説明会から1年を経過したんじゃないかと思うんですが、何の動きもありません。今年の当初予算に入っているかなと思っておりましたが、入っておりません。今どのような状態になっておるのか、担当課長にお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

竹ノ谷地区の若者定住住宅予定地は、本年度、宅地造成工事を実施する予定で事業を進めておりましたが、財政上の理由により来年度以降に実施との決定を行いました。来年度以降、財政面を考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 担当課長に現状を聞こうかと思うんですが、町長が来年度以降にやるということとを明言してくださったんで一安心ですけれども、そもそも十数年前に買うたんを今まで置いたこと自体に私は問題があるというふうに思います。それと、来年度以降、整備するというのであれば、早い段階でこのようにするという計画、青写真をしっかりと示してもらいたい。というのも、土砂崩れの危険区域に指定されているということで、一旦中断はしてたんですが、その上の一番上の段に町が町産材の家ということで新築しました。なんかやるのが矛盾があるんですよ、非常に。そういうことではなかなか住民の理解も得られないと思いますんで、そこら辺も含めて、いつまでにどのような形で計画を立てるのかいうことを、もう一度町長にお聞きをします。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えします。

今年度、断念したというのは、ご存じのとおり、広域運営の特養とか老人ホームに係る特別負担金、そして今年度から公営企業会計に移行したということで、簡易水道、そして農業集落排水事業、これへの出資金、繰出金、こういったことでかなりの高額な出費があったということで、財源不足となり、今年度は断念したという経緯がございますが、来年度はそういった特別負担金であるとか出資金、そういったものはないと考えておりますので、今年度、本来ならやる予定としておりましたので、優先的に来年度、事業化に持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 通常ならこれでよしとするところですがけれども、先ほどの全員協議会の中でも町長が発言されておりました、町外からの通勤者を町内に住めるように早くしなければならないというふうな趣旨で、先ほど全員協議会で発言されたと思うんだけど、まさにそのとおりで、本当に朝は33号線も吾北のほうの道も下から入ってくる車が物すごく多いです。夕方はその逆です。それをなるべく少なくなるように、やっぱり仕事はあるんですよ、仕事に行きよんですから。その方々がここで住めるようにするためには、やっぱり優先的にこういう宅地を構えて、おってもらえるところを構える、そして仕事を構えるということが大切やと思いますんで、ぜひそういうことを積極的に進めていただきたいということで、1問目を終わります。

○議長 執行部、何か。古味町長。



○町長 竹本委員の再々質問にお答えいたします。

県が掲げております人口減少対策総合交付金事業、こういうものも活用して、先日、県のほうとも相談をいたしました。就労支援住宅みたいなものがこの交付金を活用してできないものだろうかというような相談もしたところ、何とか行くんじゃないかというような、返事も頂いておりますので、午前中に答弁したそういったものの早期の着手、これに向けて進んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 これで1問目を終了します。

それでは、2問目に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。竹本文直君。

○7番 2問目の質問ですけれども、子ども議会についてということで質問をしたいと思っています。

私は、数年前から教育委員会に対して子ども議会の開催を提案してきましたが、残念ながらいまだに実施されておられません。2015年に公職選挙法の一部が改正され、それまで選挙権が20歳以上だったのが18歳に下がりました。しかし、18歳から20歳までの若者の投票率は30%台、これ全国平均ですけれども、と低率のままであります。これは、今まで学校現場で、地域社会のことなどを学ぶ機会が少なかったことが遠因となっているとも言われております。地域問題を調査し解決策を議論し合い、合意形成する民主主義の基本を体験させる機会を設けることで、仁淀川町の地域の課題や問題点を考えてもらい、若者、中学生の意見を行政に反映させることは意味があると考えております。若いときから行政に関心を持ち地域の将来を考えてもらうことは、町の将来にとっても大切なことだと思います。子ども議会の開催をしませんか。教育長に聞きます。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

コロナ感染拡大前に、子ども議会の開催を予定しておりました。実は、このコロナ感染拡大に伴い、開催を見合わせておりました。昨年度、新型コロナウイルス感染症も5類感染症に引き下げられ、また感染状況も落ち着いてきたことから、令和6年度秋の開催に向けて昨年度から準備を始めております。議会の皆様のご協力も必要でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長 竹本文直君。

○7番 今年の秋、開催するという計画だそうではあったんですが、私も不勉強で、なぜ子ども議会というものがあるかということあまり勉強してなかったんですが、子ども

議会の開催は一般的に1980年台から行われていたようですけれども、継続的に行われるようになったのが、1994年に政府が児童の権利に関する条約を批准したときから始まっているというふうに書かれておりました。その条約の第12条に、「意思表明権実現の機会を提供するため」というふうに書かれています。一部の議会では、継続的にずっと実施されるようになったようです。そういうことで、議会や行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育行政など一般的な身近なテーマについて、一般質問形式で市長や教育委員会に質問をすると、非常に大事な勉強の機会だと思います。これ1回だけではもったいないと思うんで、ぜひ継続的にやっていただきたいと思います。その計画はありますか。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

継続してということですが、できれば今日、越知町さんもお見えになっておられますけれども、越知町さんもずっと子ども議会やられていると思います。いの町のほうでもやられていると思います。そちらのほうも参考にさせていただきながら、できるだけ今回やってみて、以前にもやったことはありますけれども、継続してできるようにやっていきたいと思っております。そういうことで、子供たちも他者との意見交換や議論を通じて、コミュニケーション能力や問題解決能力を養うこともできますし、また主体的に考え行動する力も身につけてくると期待しておりますので、積極的にやっていけたらと思っております。よろしくお願いします。

○議長 竹本文直君。

○7番 ぜひ継続的にやってもらいたいと思います。この近隣町村、佐川も越知もいのも、多分毎年やっておると思います。新聞でよく見ます。そういうことで、ぜひ仁淀川町でもやっていただきたい。そして、中学生だけの対象じゃなしに、子ども議会、若者会議というような方法もあると思いますんで、できれば町内在住の高校生も、その場へ何かの形で参加できるようなこともぜひ考えてもらいたいというふうに思います。非常に大切な活動だと思うんですが、このような活動を二十数年前からやっている、これ参考までですけど、秋田県の湯沢町の18歳から20歳までの若者の投票率は全国平均を大きく上回っているという調査結果もあります。先ほども言いましたが、2度言いますけど、1度の開催で終わるのでなく、ぜひ継続してやっていただくようお願いをして質問を終わりたいと思います。

以上。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

竹本議員の言われるように、継続できるように、またそして他の若者等、また呼べるようなことも考えていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 通告第2号、議席番号6番、片岡智準。議長の許可を頂きましたので、1点だけ質問をさせていただきます。

件名は、小学校における外国語環境についてということで、その趣旨ですが、新聞報道によりますと、都会の小学校と田舎の小学校とでは語学力に相当の開きがあるとの記事が掲載されておりました。詳細はまたいつか見てください。その理由について、語学に触れる機会の差ではないかと。あくまでも記事の主観でもあろうと思うんですけど、そういう内容です。また、その一因のほかに、小学校の教員が少なく、外国語などに取り組む時間的余裕がないことなども挙げておりました。確かに、生まれてから語学環境の中で育てば、国の言葉は大抵話せます。私が日本語を覚えたのは、ことさら勉強したわけでもありません。物心ついたときには話しておりました。という意味のことで、先ほどの語学環境という意味は。その国の言葉を大抵話せると思います。

そこで1つの提案ですが、仁淀川町では小学校の1年生から、あるいは全校生を対象にでもいいわけですが、1時限程度の目標で簡単な単語、特に英語には限定しませんが、希望が多いのはやはり一番英語かなという気もいたしますので、英語などから簡単な単語のヒアリングから始めてみてはどうかなと。やはり聞く力が一番必要です。聞かな何事も答えられませんので、聞く力を養うための語学、それから始めてみてはいかがですかというのが1点目の質問です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 片岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在の保育所、小学校における外国語の取組ですが、保育所ではALTが月1回訪問し、外国語に親しむ時間を取っております。続いて、小学校では、1・2年生は、ALTが不定期ではありますが入る形で外国語の時間を構えております。3・4年生では外国語活動としての週1回、5・6年生は外国語授業として週2回取り組んでおります。外国語、具体的には英語教育についてですが、保育・教育現場では子供の年齢や成長に応じた環境

を整えていくよう考えております。

以上でございます。

○議長 片岡智準君。

○6番 再質問させていただきます。

教育長からただいま説明受けた内容、私の周囲にそういう保育の子供やら、そういった対象者がいない関係で、承知しておりませんでした。そういうのは勉強不足かなという気がします。しかし、確かに今聞いてたら、授業という形式でされてるような印象を受けました。私の考えでは、授業ではないんです。遊びでいいんですよ。ちょっと先ほども申しましたが、聞く力を養うために授業という1つの形式を取ると構えてしまいます、人は。やはり子供も一緒だと思いますし、皆さんが親から日本語を教えてもろたときに、授業という形式じゃなかったはずですよ。簡単な身近な言葉からです。単語と言いません。身近な言葉から覚えていったわけで、そしてそれを度々度々聞いたんびに耳に焼き付き、ある本によりますと、3歳児から、私の持っているコンピューター並みの能力がもう既に養われているというように聞いております。ということは、3歳、4歳、5歳になるに従って、同じことを2回、3回と聞けば、子供はもう自動的に読み込んでしまいます。現在のいわゆるAI機能よりはるかに優れているようなことを書かれておりました。そういうことで、形式的なことではなくて、至ってホームルームみたいな形式の、そういった中ででも時間が許す限り、常にスピーカーを通じてでも結構です。流して、その英語、あるいはフランス語やらそういった他国の言葉も流しておれば、その差も分かりますし、分かるんではなかろうかなと。私なりに考えて、午前中、学校の再編計画の話がありました。まさにええ機会で、そんなときにでもやり始めてみてはいかがですかというのが、2点目の質問です。

以上です。

○議長 執行部。黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

片岡議員の言われるとおり、本当に英語に接する時間、聞いている時間が長いほど、やっぱり幼児ほど覚えやすいというようなことは言われておると思います。実際、生徒の英語力に影響を与える可能性が高い取組として、授業において生徒が英語で言語活動をしている時間の割合、そして英語担当教師の英語による発話の割合、ALTによる授業外の活動、授業でALTが教えるのじゃなくて、それ以外にALTがお子さんと英語で話をするといったように、英語でとにかく接する、そういった時間を多く設けられるような取組を何

とかできないか、ちょっと今後また考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 再質疑ありますか。片岡智準君。

○6番 質問というよりは最後にお願いで、よその町から仁淀川町へ子供さん呼ぼう思うたら、これはもう最高の手段じゃないかなと思いますので、よくよく考えて、教育長、よろしくお願いします。終わります。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

小中一貫校がもしできた場合には、そういった何かに特化した形、例えば土佐山学舎が英語で今、特化してやっております。そういうことで、土佐山学舎は高知市内からも多くの児童さんが行くようになっております。仁淀川町ももしそれが可能であれば、英語に特化した形もいいのかなと思っております。ただ、そこには県負担教職員でありますので、配置が必ずしもずっと来てもらえるというようなことはなかなか難しいところがありますので、その辺も今後検討しながら、英語には今後本当に力を入れていかないといけないと思っておりますので、ちょっとその辺りも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第3号、議席番号3番、藤原大。議長の許可を頂きましたので、2点質問させていただきます。

1点目、少子化対策について。

昨年の12月定例会において、産婦人科、小児科については人材の確保が厳しいとご答弁いただきましたが、そこで何か別の手段をないかと調べておりました。四国中央市で医師との連携により、条件が複数あるんですが、逆子でない、双子でない等の複数の条件を全てクリアする必要があるんですが、助産院、自宅での出産を望む方は可能になっているというのを事例を見ました。どうでしょうかという提案です。

関連して、人口戦略会議が今年4月に10年ぶりの公表がされました。2050年までの消滅のおそれのある自治体の分析を行っており、若年女性の人口の推移を基に算出されています。高知県は34市町村のうち25市町村が消滅可能性集落に該当しており、中央から西は四万十市を含め全て消滅可能性自治体となっております。また、都市部にはブラックホール型

自治体というのがあって、社会増、自然減の自治体があり、人口は増えているが問題があるという自治体もあります。集落として持続可能であるためには自然増が重要であると考えています。10年前のデータから、今年のデータで消滅可能性自治体から持続可能性自治体に変化したところもあり、参考に宮城県大衡村を調べてみました。見比べている中で、まちづくり計画を見ていたんですが、現状の把握と課題と目標がしっかり数値で示されていました。具体的にいくと、平成23年の計画で平成27年度までに5,400人の人口を7,000人にまで増やすと目標が書かれておりましたが、本町の計画だと人口減少する見込みであると。じゃあどれぐらい減りますかという数字では示されてなかったなと感じまして、大体人口推移でいくと5年で800人ぐらいのペースで本町の人口は減少していますが、それが社会減か自然減か何か要因で分けられますかと思って質問したいです。また、2050年の仁淀川町の人口が1,800人程度と発表されていましたが、10年後どれぐらいになる想定ですか。計画に織り込むのは10年後ぐらいの数だと思うんですが、以上です。

助産院の出産についての質問と今後の人口についての2点、答弁をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

人口戦略会議では、全体の4割に当たる自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした分析が公表され、本町の減少率は66.8%となっております。この結果を踏まえて、各自治体の実情と課題に応じた人口の自然減対策と社会減対策を適切に組み合わせた対応が求められているとの報告がありました。本町でも、出産・子育て支援や若者定住・移住促進に関する施策の充実を図り、若者の増加や出生数の増加につなげていきたいと考えております。

助産院、そして自宅出産に関してですが、令和4年度の人口動態調査における高知県の出生場所は、医療機関での出生が99.1%、助産所が0.1%となっていました。ただし、現在13か所ある助産所ではいずれも分娩を取り扱っておらず、分娩を扱う医療機関は10施設となっております。詳しくはまた課長のほうから答弁をいたします。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

この最初の提示させていただいておりました趣旨からの部分にしますと、どこにおいても分娩ができるというような、例えば基本的に都会や町場と同じようなサービスが提供したいという部分で、現在は先ほどありましたけども、高知市近辺で6医療機関で分娩がさ

れるというふうにお伺いしておりますけれども、せめてそういったところへのアクセスに対する費用負担とかいうことを行って、どこにおいても不利がないような状況をつくっていくことが大事だと思っております。

それから、全体的な話の中で、自然減、社会減というふうなことについては、当然これ本町の場合、両方あると思っております。特に高齢化も進んでおりますので、両方に対する施策も今後、当然、必要にはなつてこようと思っております。

それから、10年後の人口の計画ということについては、先ほども議員からもご発言がありましたけれども、なかなかその人口増という形に持っていくのが、ちょっと現状では難しいという認識でおります。

以上でございます。

○議長 藤原大君。

○3番 昨年12月の答弁でも、費用負担をしますという答弁を頂いて、ここから高知市まで通うと思うと1時間ぐらいかかると、1時間半ぐらいかかると。早くても1時間はかかるという話で、お金じゃないんですよという話をしたと思うんですが、今回もまた結局お金の話になったなと思って、現状1時間半かかるというのは問題視していないですかというのが1つと、あとはその人口減少について、減ると思いますというのは多分みんな分かっていると思うんです。どれくらい減ると思いますかという質問だったんですが、僕は大体800人ぐらいかなど。それは僕の推測なので、町としてはどういう考えかなという質問です。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 お答えします。

まず文面については、これは新聞等の報道でもございましたけれども、2月末の広報紙の中では、県内で随分減って10医療機関になったと。それが直近のニュースでは、さらにある病院がやめて今9医療機関になっているというような状況で、それから従事されるお医者さんの数も随分減って、なかなか近くでというのはなかなか難しいという現状が、動かせない現状がございます。

先ほどのご質問の中で、なかなかもう1時間半という部分であります。これは今から発言することは検討ということで、具体的にやれるということではございませんけれども、考えている1つの案としましては、分娩が近づいた方については、そういった医療機関の近くに事前に宿泊をしてもらうとかいうことの助成ということも考えたいなという部分はあ

ります。これは具体になってないわけですけども、そういったことも1つの施策かなと考えております。

人口減については、私の感覚では、町の人口としましては10年後は約マイナス800人ぐらいと予想しております。

以上です。

○議長 質問、藤原大君。

○3番 以上で大丈夫です。次の質問で。

○議長 これで1問目を終了します。

それでは、2問目に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。藤原大君。

○3番 2点目、質問させていただきます。仁淀川町合併20周年祭について質問します。

夏に開催する予定で話をさせていただきますが、その場合、もう次9月議会になってしまうので、もう残り1年と近づいていますが、昨年9月議会に最初に20周年やりませんかという質問をしたと思います。そのときには、これから検討しますという話だったんですが、それから9か月間かかりましたが、その間の進捗状況はいかがですか。また、開催まで、例えば夏に開催する、秋に開催する等のスケジュール、今後のことについて、できる限り詳しくお願いします。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

20周年記念事業実行委員会を立ち上げ、町内各分野の住民の方々に委員になっていただき、第1回実行委員会を来週6月10日に実施予定としております。職員間では、10周年記念事業に携わった職員を中心に何度か話し合いを持ち、記念式典の開催、記念誌の発行、功労者表彰は実施する予定で、そのほかの内容につきましてはたたき台はございますが、委員会をまだ1度も開催していない段階で、委員の方々より先に、ここでたたき台とはいえ、案を述べるのは控えさせていただきたいところでございます。

今後の予定としましては、実行委員会を何度か開催し、町長に対して11月末ぐらいには提言書の形を取っていただき、当初予算案として計上していきたいと考えております。それから、時期的なもののお話でしたが、今のところは秋ぐらいを予定、考えております。

以上です。

○議長 藤原大君。



○3番 先ほどの竹本議員の質問の答弁にもあって、子ども議会、今年の秋に開催したいとかという話あったと思うんですけど、秋ってもう3か月後、4か月後ぐらいじゃないですか。もうちょっと何かそういう情報は早く欲しいなと、今回のお祭りのこと等含めて思いますので、どうぞよろしくお願い、できる限り早くお願いします。

以上です。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

通告第4号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 それでは、議長の許可を頂きました。質問をさせていただきます。

前議会において、仁淀川町バス・スクールバス事業で業者選定において提出書類に条例の恣意的解釈が見られるがということで、総務課長が前議会で私の質問、「選定審議会へ提出された財産目録が令和5年度のものだというのは虚偽の文章ではないか」との問いに、「問題ないと考える」と答弁しております。これは、選定時に出した資料そのものに問題がないとお考えなのか。つまり、財産目録に屋根つき車庫3棟との記述は、令和3年度のものにしても令和5年度からのものにしてもどちらであっても虚偽に当たらないのですか。問題あるでしょうという質問ですが、町長には、よろしくご答弁をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えいたします。

私も問題ないと考えております。また、この町民バス・スクールバスにつきましては警察が捜査中の案件でございますので、捜査に支障を来す可能性がありますので、以降のご質問については答弁を控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 大野直孝議員。

○5番 初めて聞きました。捜査中だということですが、総務課長はこの財産目録は選定審議会へ提出されたもので、令和5年度の未来の財産目録だと言っておられますが、町長自身は3年度の減価償却だとの答弁がございます。これは令和4年12月8日木曜日、会議録第3号86ページにございまして、町長のご答弁を今から読み上げます。「岡田議員の質問にお答えします。まず償却の件なんですけど、先ほど総務課長も申し上げましたが、全部で12項目に上るということで、まず1つ1つ言いますと、本所の事務所、運転手の休憩施設、屋根つき車庫が3つ、駐車場のアスファルト舗装が2つ、それからタイヤチェーン、除雪機、高圧洗浄機と管理用車両とエアコン、この12点を償却しております。そ

して、今言いました除雪機については自己購入のため、当然、減価償却という対応を取っておるということであります」とお答えになっております。除雪機と一緒に説明されたら、令和3年度の財産目録を説明されたということですよ。町長の答弁に矛盾がある。答弁書を読むだけではこういうことになるのではないのでしょうか。この時点では、総務課長は令和3年度の屋根つき車庫の減価償却はないと知っておりましたが、町長には黙っていたものと思われませんか。議会にも黙っておった。選定審議会へ出された資料と言いながらも、財産目録は令和5年度のものだと説明はしなかった。分かったのは去年の12月ですから。だから我々、てっきり令和3年度の財産目録だと思い込んで、屋根つき車庫3棟について質問を続けていたわけでございます。そのときにおっしゃられていた未来の財産、屋根つき車庫3棟はできたのでしょうかという質問はこの後にやりますので、その選定審議会へ提出した書類というのは前年度の実績を掲げるために設けられた項目ですから、令和3年度の決算資料の最後のページの財産目録に屋根つき車庫3棟と書いたらいかんじゃないですかと、ないものを減価償却できないでしょうと。選定審議会の人も、屋根つき車庫3棟あるんですねと誤解するおそれがある。ここで総務常任委員の人が、保管状況は適正だと、確認したとおっしゃられております。私、あるいは岡田議員が問うているのは、帳簿に記載され適正に支出されて、剰余金の算定は正しく行われていますかということを知りたいんであって、保管状況はたとえ青空駐車でも、いいとすればいいんですわ。それは私も納得しております。答弁はされないということですが、予定された質問は以上です。ご答弁をお願いします。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えさせていただきます。

これ現在、警察の捜査中です。と申しますのも、昨日、私含め職員3人が警察署から事情聴取を受けました。したがって、捜査に支障を来すおそれがございますので、答弁は差し控えさせていただきます。以後の質問、再質問についても同じ答弁となります。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 それは本当大変だにご同情申し上げます。

(「告発しといて何言よるんや」の声)

○5番 いや、私はまだ告発してないんですよ。

次の質問に移りますよ。次の質問、2問目。答えんのやから。

○議長 2 問目。

○5 番 2 問目、仁淀川町バス・スクールバス事業で、指定管理事業者が令和 5 年度からの財産だという屋根つき車庫 3 棟についてですが、令和 5 年度は財産にあったのか、その場所を確認しているのか。番地、地籍を問いたいと思います。これは答えないということで、再質問があった場合の質問ですが、課長は実施検査は必要があれば行うとおっしゃっている。これは指定管理者が令和 5 年度からの財産目録を提出してきたというわけですから、その証明を求めれば協定書により拒絶はできません。そこで、本当に 5 年度に屋根つき車庫 3 棟ができたのか確認したい。車庫の番地、地籍を報告していただきたい。再三言いますが、あの屋根つき車庫 3 棟の財産目録が架空のものでない限り、今日、町民の前で報告できるはずであります。ということで、私は実は写真を用意しております。それから、前回、岡田議員が撮った。これは、最初に見せたのが令和 5 年 1 月 22 日に撮りました。それから、これは令和 6 年 2 月の 19 日に撮りましたが、いずれも仁淀川町のバスは入っていないということで、使われた形跡がないんです。答弁がないわね。3 つ目に行こうか。

○議長 どうも答弁がない。2 問目についてもこれで終わります。

3 問目に移ります。大野直孝君。

○5 番 大変すいませんでした。ありがとうございます。仁淀川町バス・スクールバスの地代家賃、令和 3 年度 196 万 5,360 円について、川渡にある仁淀中横の町営車庫と比較して高くごさいませんか。川渡は年間約 10 万円を教委が支出しており、車 3 台分と事務所があり、車 1 台分当たりのスペースで年間 2 万 5,000 円。これは 1 坪当たり米 2 升ということで、毎年米の値段が違いますので、支払いの地代家賃が前後しますが、大体 10 万円ということでした。田村は 10 台と事務所 2 棟分で、川渡と同等なら年間 30 万円で済みます。田村の地代家賃、年間 196 万円は異様に高く、川渡の 6.5 倍でございます。疑うに足る合理的計算ではないですか。借地分の地番、地籍を明らかにすべきじゃないかというのが 3 番目の質問でございます。

○議長 執行部、答弁、もう言うてください。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えさせていただきます。

答弁につきましては先ほどのとおりでございます。1 つだけ申し上げれば、今年度、業務の所管替えが行われまして、公共交通につきましては企画振興課、スクールバスにつきましては教育委員会のほうがそれぞれ担当になっております。それを申し添えておきます。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 所管替えがあったと。所管替えはどちらでもいいんですが、剰余金について令和5年第3回仁淀川町議会定例会会議録第1号によりますと、これは令和5年6月6日にやっておりますのが23ページで、大石総務課長がご質問にお答えをしております。「指定管理料の積算につきましては、国土交通省の労務単価、必要経費などを試算して算出しており、その範囲内での運行経費であれば、収支計算書により確認し、最終的に支払いで精算しており、剰余金等の返還にはなりません、ただし、剰余金が出る場合につきましては、バスの安全面等の充実を図ってもらうような設備投資等もお願いしたいところでございます。以上です」とお答えになっておられて、剰余金の返還を求めてないということを明言しておりますが、それでは高いか安いということにも関心はないですよね。やっぱり高ければ高いということでは言ってもらいたかったと思います。

議長、もう4問目に移って構わんか。

○議長 以上で3問目を終了します。

続いて4問目、お願いします。

○5番 それでは質問をさせていただきます。アプロス株式会社についてでございます。指定管理を受けたゆの森についてでございます。ゆの森の事業を株式会社に委託しております、副町長が社長を務めてるようでございます。前議会で、バス事業に固執しているとの反問を頂きまして、「今回からゆの森さんを選びますが、ご安心ください。ほかの指定管理者については予定をしておりません」と。まあ言えば、怪しいところだけやりたいというふうに思っております。いや、これ怪しいかどうか決まっとんじゃないですよ。そう思うところだけやりたいと。では、アプロスの令和5年度の販売費及び一般管理費、その他について説明を求めますということですが、毎年これは決算書回ってきておるんですよね、手元にね。言づてがないということですが、また配付の予定があるんですか。それも含めてご答弁をお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。竹本副町長。

○副町長 大野直孝議員のご質問にお答えをいたします。

ゆの森の会計年度は4月から翌年3月となっております、毎年6月下旬頃に前年度の決算を株主総会に提出いたしまして、承認を受けた後、9月議会で議員の皆さんにも決算書をお渡ししております。したがって、5年度の決算につきましてはまだ作成途中でございます、この場で説明できる状況ではございませんので、どうかご理解をお願いし

たいと思います。

以上です。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了します。

本日の一般質問はここで終了します。

本日の日程は全て終了しました。これにて延会といたします。

明日、2日目最終日も10時から一般質問を行います。よろしくお願いをいたします。皆様、お疲れさまでした。

午後 2時34分 延会